

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団市町村域水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和7年2月17日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
大阪企 第15号	有限会社青砥水道 青砥 莊介	大阪市東淀川区菅原一丁目11番 9号	令和7年2月17日	令和12年3月15日